

害補償、解雇の基準など、すべての取り扱いにおいて正社員と差をつけてはいけないというものです。例えば、パート社員の基本給を正社員の月収から時給を割り出した金額と同額になるように設定し、基本給以外の諸手当や賞与も同じ扱いにしたとしても、それだけで十分であるとは言えません。

なお、今回の改正には五つのポイントがあります。

①パート社員を雇用するときには、「昇給」「退職手当」「賞与」の有無について文書（電子メール、FAXなども可）で伝えることが義務付けられた。違反した場合は、一〇万円以下の過料に処せられることがある。

②事業主は、パート社員からの求めに応じて、賃金などの待遇をどのように決定したのか、その経緯を説明するよう義務付けられた。

③パート社員の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などに応じ待遇を決める。働きぶりが正社員と同等のときには、パート社員であるという理由で差別をしてはならない。

④パート社員から正社員への転換を推進することが義務付けられた。これは、パート社員の就業意欲を向上させることが目的である。

⑤パート社員から苦情の申し入れがあった場合、事業主は苦情処理機関に処理を委ねるなどして、自主的な解決を図るよう努力しなければならない。

江頭 ①については早速文書を作成してパート社員一人ひとりに説明するようにします。④と⑤については、新人パート社員から「正社員とパート社員との差をなくしてほしい」との意見が出ていますが、どうすればよいでしょうか。

宮下 お話を伺ったところ、江頭さんのお店では正社員とパート社員とが「同一労働

ー奈良労働局からのお知らせー

一人でも雇ったら、必ず入るもの。
それは、「労働保険」です！

10月は「労働保険適用促進月間」です。

- 労働保険は労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。
- 労災保険は、労働者が業務上や通勤による負傷、疾病、涉外、死亡等に対して治療費・休業補償などの必要な保険給付を行っています。
- 雇用保険は、失業した場合や雇用の継続が困難となる場合等に対して失業給付、事業主助成などの必要な保険給付を行っています。
- 社員、従業員、アルバイトなど一人でも雇っている会社はすぐに労働保険の加入手続きを行ってください。

お問合せ先 労働基準監督署
公共職業安定所（ハローワーク）
奈良労働局労働保険徴収室

「ではないため、差別を行っている」と判断される可能性は低いでしょう。ただし、今後パート社員が正社員と同等の職務に従事するようになった場合には、改めて雇用条件などを話し合わせるのがよいかと思われます。

江頭 わかりました。しかし、将来的にパート社員から正社員になりたいという人が増えてきた場合、うちのようになかなか大変ですね。

宮下 はい。そこで、今回の改正を受けて、厚生労働省では、事業主への支援策として、「パートタイマー均衡待遇推進助成金制度」というものを設けました（<http://www.jiwe.or.jp/part/josekin1.htm>）。また、「均衡待遇推進コンサルタント」を設置してしますので、一度ご相談なさってみるとよいでしょう（<http://www.mhlw.go.jp/genenal/sosiki/chou/>）。

江頭 そういう助成金制度があるのを知りませんでした。早速問い合わせしてみたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

宮下 うまく制度を活用なさってみてくださいね。

知的財産権制度 Q & A

Q.開発・発明段階に生ずる知的財産権の問題と対応

～会社で新しい商品を開発したのですが、どのように保護し、どの段階で対応したらいいのですか？～

A. 新しい商品を保護するには、秘密を保つことが前提となります。開発した「新商品」を守るには、商品の製造技術などを、企業内で厳格に秘密（ノウハウ）として管理すること、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願すること等を検討します。特許出願すると1年半後に公開となります。秘密として管理した場合は不正競争防止法により、その秘密の不正取得（漏洩）などから保護されます。ただし、秘密として保護されるためには、社内管理規程などで厳格に管理することが必要となります。特許等を出願する場合には、研究や開発において発明・創作が完成した後で、遅くとも商品として公表する前までには、出願しておくことが必要です。ノウハウと特許、どちらで保護するのが望ましいかは、企業の経営戦略や新商品・技術の特徴がどこにあるかなどを十分考慮して決めることとなります（下段の「ノウハウ秘匿を選択する観点の例」参照）。

また、産業財産権の選択、すなわち、特許権、実用新案権、意匠権等のどれを選ぶかも重要です。全てを対象とすることもできますし、どれか1つを選択することもできます。たとえば、技術開発の成果は特許だけでなく「物品の形態」として意匠でも保護され得ることに留意してください。

【補足説明】（産業財産権選択の一例）

産業財産権のどの権利を選択するかは状況によって異なりますが、一般的には、

商品サイクルが長く、重要な技術を開発した場合には特許を、

商品サイクルが短く、早急な権利化が必要等の場合には実用新案を、

デザインに特徴がある場合には意匠を、

ネーミングやロゴマークによって、他社の商品やサービスと区別させたい場合には商標を、それぞれ選択します。

また、特許、実用新案及び意匠に関しては、相互に出願の変更が可能です。



【ノウハウ秘匿を選択する観点の例】

- ① 発明の実施事業（製品の製造や販売、自社内実施など）から発明の内容が漏れない場合。
- ② 発明の内容からして、競合他社が独自に開発することが著しく困難と判断される場合。
- ③ 特許権を取得したとしても、その発明を他社が侵害していることの発見が困難である場合。
- ④ 発明に関する製品市場が、他社が全く興味を示さないようなニッチ市場である場合。
- ⑤ 犯罪防止技術などの発明であるために、発明内容を開示してしまうことによって発明の価値を著しく損なう場合。
- ⑥ 共同研究開発のパートナーや製品納入先との関係で秘密保持契約の対象となっている場合。
- ⑦ 特許出願しても進歩性などの特許要件で拒絶されてしまう可能性がある場合。

